

開発事業に係る紛争の予防及び調整

1 紛争相談員との相談

(条例第57条)

本市では、事業者と近隣住民等の中で開発事業に係る紛争が生じた場合、当事者の相談に応じ、当事者間の調整を行うため紛争相談員を置いています。

2 あっせん

(条例第57条)

事業者と近隣住民の当事者間での紛争の解決が困難であり、双方から紛争の調整の申出があったときは、紛争相談員が双方の意見を調整しあっせんを行います。あっせんで紛争の解決ができない場合は、あっせんを打ち切り、必要な場合には調停に移行します。

3 調停

(条例第58条)

事業者と近隣住民の双方が調停に移行することを受諾したときは、平塚市開発事業紛争調停委員会を開催し、双方の意見を調整のうえ調停案を作成します。双方とも調停案を受諾した場合、紛争の解決となります。調停案を受諾しない場合や合意が成立する見込みが無い場合は、調停を打ち切ります。